

業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針（案）

平成 20 年 3 月

業務継続計画を踏まえた官庁施設の機能確保に関する研究会

まえがき

平成 17 年 9 月の中央防災会議において「首都直下地震対策大綱」が決定され、首都中枢機関が機能継続性を確保するための計画として事業継続計画（BCP: Business Continuity Plan）を策定する必要性が盛り込まれました。また、平成 18 年 4 月には「首都直下地震応急対策活動要領」が決定され、政府や行政機関等が効率的な連携をとって迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、地震災害発生時に、各機関が行うべき応急対策活動が定められ、業務継続計画¹の策定が施策として位置づけられました。

このような背景から、内閣府は、業務継続計画を作成する際の作業を支援することを目的とし、その計画に盛り込む内容や計画策定手法等についてまとめた「中央省庁業務継続ガイドライン」を平成 19 年 6 月に策定し、各省庁はこれに基づき自省庁の業務継続計画を作成することとされました。

業務継続が確実に行われるためには、業務を行う場である官庁施設が発災時においても有効に機能しなければなりません。そこで、地震災害発生時の建物の耐震性能・設備機能の確保、BCP 策定方法等について精通している有識者を集め、施設に要求される機能を的確に把握し、業務継続を考慮した施設の機能確保に関する検討を行うことを目的として「業務継続計画を踏まえた官庁施設の機能確保に関する研究会」が設置されました。

研究会での検討成果である本指針は、基本的な対象事象を「首都直下地震」とし、発災時において中央省庁の官庁施設に求められる機能を定め、それを満たすための具体的手法として、発災直後の建築構造体の点検体制及び手順、その後の施設機能の点検体制、復旧手順等を記載した「発災時における施設機能確保のための運用計画」や、業務継続力を向上させるため、施設機能の現状、改修時期、費用等を記載した「業務継続を考慮した施設機能確保のための整備計画」の作成方法を示すことにより、業務継続の確実な実施に資することを目的として作成されています。

発災時の施設機能を確保するためには、各省庁の施設管理者が、施設に要求される機能を的確に把握し、業務継続計画の策定及び見直しに主体的に参画することが必要です。

本指針が各省庁の施設管理者の手引書として有効に活用されることを願っております。

業務継続計画を踏まえた官庁施設の機能確保に関する研究会
座長 寺本隆幸

¹ 和名の「事業継続計画」と「業務継続計画」の使い分けについては、企業等の場合には多数の「業務」が相互に連携しながら実施され、全体として一つの「事業」を構成するということが多いため、官公庁の場合には業務の総体を「事業」と呼ぶことも一般的ではないことから、「業務継続」という呼称の方が馴染みやすいものと考えられる。そのため「中央省庁業務継続ガイドライン」においては、「業務継続計画」という呼称を用いることとしている。

業務継続計画を踏まえた官庁施設の機能確保に関する研究会委員名簿

| | | |
|-----|----------------------|----------------------------|
| 座長 | 寺本 隆幸 | 東京理科大学 工学部第二部 建築学科 教授 |
| 委員 | 丸谷 浩明 | 京都大学 経済研究所 先端政策分析研究センター 教授 |
| | 宮村 正光 | 社団法人 日本建築学会 |
| | 橋浦 良介 | 社団法人 電気設備学会 |
| | 清水 和彦 | 社団法人 空気調和・衛生工学会 |
| | 池田 芳樹 | 社団法人 日本ファシリティマネジメント推進協会 |
| | 池内 幸司 | 内閣府 参事官（地震・火山対策担当） |
| | 田中 晃 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 整備課長 |
| | 林 理 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 整備課特別整備室長 |
| | 土居 隆彦 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部 設備・環境課長 |
| 事務局 | 国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課 | |

第1編 業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針（案）

第1章 総則

| | |
|-------------|---|
| 1.1.1. 目的 | 1 |
| 1.1.2. 対象範囲 | 1 |
| 1.1.3. 用語 | 1 |

第2章 官庁施設の機能確保に関する基本方針

| | |
|-----------------------------|---|
| 1.2.1. 発災時における施設機能の重要性 | 2 |
| 1.2.2. 施設管理者の責務 | 2 |
| 1.2.3. 「施設機能確保のための計画」作成の必要性 | 2 |

第3章 官庁施設の目標とする耐震安全性と機能

| | |
|---------------------|---|
| 1.3.1. 耐震安全性 | 3 |
| 1.3.2. 基幹設備機能 | 3 |
| 1.3.3. 活動支援空間における機能 | 3 |
| 1.3.4. 執務空間における機能 | 3 |

第4章 発災時における施設機能確保のための運用計画の作成

| | |
|-------------------------------------|---|
| 1.4.1. 発災時における施設機能確保のための運用計画の作成 | 4 |
| 1.4.2. 業務継続計画への反映 | 6 |
| 1.4.3. 訓練・試運転の実施 | 6 |
| 1.4.4. 発災時における施設機能確保のための運用計画の継続的見直し | 6 |

第5章 業務継続を考慮した施設機能確保のための整備計画の作成

| | |
|---------------------------------------|---|
| 1.5.1. 施設機能の現状把握 | 6 |
| 1.5.2. 施設機能確保のための対策方法の選定 | 6 |
| 1.5.3. 業務継続を考慮した施設機能確保のための整備計画の作成 | 7 |
| 1.5.4. 業務継続計画への反映 | 7 |
| 1.5.5. 業務継続を考慮した施設機能確保のための整備計画の継続的見直し | 7 |

第2編 「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」の解説（案）

第1章 総則

| | |
|-------------|----|
| 2.1.1. 目的 | 8 |
| 2.1.2. 対象範囲 | 9 |
| 2.1.3. 用語 | 11 |

第2章 官庁施設の機能確保に関する基本方針

| | |
|-----------------------------|----|
| 2.2.1. 発災時における施設機能の重要性 | 17 |
| 2.2.2. 施設管理者の責務 | 18 |
| 2.2.3. 「施設機能確保のための計画」作成の必要性 | 18 |

第3章 官庁施設の目標とする耐震安全性と機能

| | |
|---------------------|----|
| 2.3.1. 耐震安全性 | 20 |
| 2.3.2. 基幹設備機能 | 21 |
| 2.3.3. 活動支援空間における機能 | 26 |
| 2.3.4. 執務空間における機能 | 30 |

第4章 発災時における施設機能確保のための運用計画の作成

| | |
|-------------------------------------|----|
| 2.4.1. 発災時における施設機能確保のための運用計画の作成 | 35 |
| 2.4.2. 業務継続計画への反映 | 62 |
| 2.4.3. 訓練・試運転の実施 | 66 |
| 2.4.4. 発災時における施設機能確保のための運用計画の継続的見直し | 68 |

第5章 業務継続を考慮した施設機能確保のための整備計画の作成

| | |
|---------------------------------------|-----|
| 2.5.1. 施設機能の現状把握 | 69 |
| 2.5.2. 施設機能確保のための対策方法の選定 | 115 |
| 2.5.3. 業務継続を考慮した施設機能確保のための整備計画の作成 | 117 |
| 2.5.4. 業務継続計画への反映 | 118 |
| 2.5.5. 業務継続を考慮した施設機能確保のための整備計画の継続的見直し | 121 |

第3編 参考資料編

| | | |
|-----|----------------------------|-----|
| 第1章 | 発災時チェックシート・・・・・・・・・・・・・・・・ | 122 |
| 第2章 | 施設機能チェックシート・・・・・・・・・・・・ | 123 |
| 第3章 | 施設機能確保のための対策方法例・・・・・・・・ | 124 |
| 第4章 | 定量的評価による施設機能評価の手法例・・・・・・・・ | 145 |
| 第5章 | 建物を賃貸借する場合の留意事項・・・・・・・・ | 150 |
| 第6章 | 緊急地震速報の活用・・・・・・・・・・・・ | 155 |
| 第7章 | 施設機能の技術資料書式・・・・・・・・・・・・ | 156 |
| 第8章 | 過去の地震災害における被害事例・・・・・・・・ | 177 |